

平成二十二年十二月三日付け広島県道路公社公告（広島熊野道路の料金徴収）及び平成二十二年一月六日付け広島県道路公社公告（安芸灘大橋有料道路の料金及び料金の徴収期間）の一部を次のように変更したので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十六年三月三十一日

広島県道路公社理事長 抹 香 尊 文

一 広島熊野道路の料金徴収について、二の別表中

車種 券種	普通車	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	軽自動車等	軽車両等	回数				
						100 回 券	60 回 券	11 回 券		
普通 行 券	200	300	700	150	20	16,000	24,000	56,000	12,000	—
普通 行 券	200	300	700	150	20	10,000	15,000	35,000	7,500	—
普通 行 券	2,000	3,000	7,000	1,500	—	2,000	3,000	7,000	1,500	—
バス 線 100 回 券	—	21,000	—	—	—	—	21,000	—	—	—

」を

券種	車種		普通車								
	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車等	軽車両等	回数					
普通 行 通 券	200	300	720	150	20	100 回 券	16,770	25,150	58,7100	12,570	—
	60 回 券	10,480	15,720	36,680	7,850	—					
通 行 券	2,080	3,130	7,330	1,560	—	11 回 券	—	—	—	—	
	100 回 券	—	22,010	—	—	—					

に改める。

二 安芸灘大橋有料道路の料金及び料金徴収期間について、二の表中

車種(注)	料金の額
軽自動車等	五五〇
普通車	七〇〇
中型車	八五〇
大型車	一、一五〇
特大車	一、九五〇
軽車両等	五〇

」を

料金の額	車種(注)
五六〇	軽自動車等
七二〇	普通車
八七〇	中型車
一、一八〇	大型車
二、〇〇〇	特大車
五〇	軽車両等

に改める。」

三の1表中

回数 通行券の 種類	価 格	割引率
百回券 軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	三八、五〇〇円 四九、〇〇〇円 五九、五〇〇円 八〇、五〇〇円 一三六、五〇〇円 三、五〇〇円	三〇%
六十回券 軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	二四、七五〇円 三一、五〇〇円 三八、二五〇円 五一、七五〇円 八七、七五〇円 二、二五〇円	二五%
十一回券 軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	五、三〇〇円 六、七〇〇円 八、一五〇円 一一、〇〇〇円 一八、七〇〇円 五〇〇円	約一三%

」を

		回数 通行券 の種類	価 格
十一回券	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	二四、六八〇円 三〇、八五〇円 三七、五四〇円 五〇、九一〇円 八五、八八〇円 二、〇五〇円
	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	軽自動車等 普通車 中型車 大型車 特大車 軽車両等	五、四五〇円 六、八九〇円 八、三八〇円 一一、三二〇円 一九、二三〇円 五一〇円

に改める。

三 実施期日

平成二十六年四月一日